

令和6年度『学校いじめ防止基本方針』 若草小学校

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取組
4. 早期発見の取組
5. いじめへの対処
6. その他の留意事項
7. いじめ防止指導計画の作成

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）13条の規定、国及び南アルプス市いじめ防止基本方針（平成30年10月改定）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめに関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであること、とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験すること、集中して行われることで生命または身体に重大な危険が乗じることなどを十分認識するとともに、「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って規範意識を養うための指導を徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

4. いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「諸問題防止調査対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「諸問題防止調査対策委員会」の構成員

南アルプス市教育委員会

指導
報告

南アルプス市いじめ防止連携会議

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員（外部は必要機関）

指導
報告

若草小諸問題防止調査対策委員会

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、関係学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、主任児童委員、民生委員（外部は必要機関）

報告
評価

学校評議員

学校関係者評価委員

情報
共有

若草小学校全教職員

「若草小諸問題防止調査対策委員会」の役割

いじめの未然防止，早期発見，早期対応の中心的役割を担う。

「諸問題防止調査対策委員会」は，校長の求めに応じて委員会を開催する

3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は，自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，児童が，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。また学校全体として平成29年度より「きずなの日」を設定し，児童と向き合う時間を確保し，児童と教師，あるいは児童相互の人間関係作りにもさらに力を入れることとした。すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば，たとえトラブルが発生しても，それがすぐにいじめへとエスカレートすることはなくなってくるはずである。

道徳の授業を軸としながら，全教育活動を通して「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でき，互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。また，いじめ問題について考えあい，意見を出し合えるような活動を計画的に行う。さらに，障害のある児童や性同一性障害等，特に配慮が必要な児童についての理解についての指導を計画的に行う。

家庭・地域への啓発を通じ，インターネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。特に，入学式・始業式，保護者会等の機会をとらえて，資料の配布を行い，計画的に主旨や定義の周知を図る。

4. 早期発見の取組

いじめは，早期発見が早期解決につながる。正確でいち早い発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが

求められている。けんかやふざけ合いについても、ただ単にその場の事象として捉えるのではなく、その背後にある出来事や事情についても調査を行的確対処・情報共有を行う。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、積極的に実態把握に取り組む。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。さらに必要に応じて、いじめを受けた児童の保護者への情報提供や検証を仰ぐことも行う。

正確でいち早い発見のための手立て

- ①アンケート調査（每学期1回実施）
- ②学習ノート，生活ノート，日記，連絡帳
- ③Q-Uの実施と考察（年間2回）
- ④日々の観察（担任だけではなく，全職員で情報共有）
- ⑤保健室の様子
- ⑥本人からの相談
- ⑦周りの友達からの相談
- ⑧保護者からの相談（含 家庭訪問・個別懇談）
- ⑨地域の方からの情報

5. いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、「重大事態の調査に関するガイドライ

ン」に基づき、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童に寄り添う意向を伝えながら、できるだけ早く当該児童から事実関係の聴取を行う。確認後、保護者には状況の説明を行うとともに誠意をもって対処することを伝える。当該児童が安心して登校し、学習を受けることのできる環境づくりを進めていくための具体的な手立てや体制作りを説明し、進めていく。必要のあるケースにおいては、外部機関との連携を図り、協力を得ることも視野に置く。対応は、必ず複数による組織的なものとする。

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめを行った側の児童からも、状況や事実確認を丁寧に行う。その上で、いじめは絶対に許されないこと、それをしてしまったこと、起こしたことへの責任などを自覚させ、理解を図る中で二度と起こさせないよう強く指導を行う。

保護者には、事実とともに今後の対応についての説明とともに協力を働き掛ける。相手への謝罪という面だけでなく、行った児童の健全な育成にも十分に目を向けていく。必要な場合は、外部機関との連携を図り、指導や助言、協力を得る。対応は、必ず複数による組織的なものとする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

傍観や助長はいじめと同じであることを日常より伝えておくとともに、いじめを見たり知ったりしたときには、勇気をもって伝えるよう指導を行う。その上で、いじめが起きてしまったこと、今後どのような集団を作っていくのかなどを考え合えるような活動を仕組み、集団全体でいじめ防止に臨ませる。

6 インターネット上のいじめへの対応

情報モラル教育については、年間指導計画に位置付けるとともに、防犯教室や講演会などを通し、インターネット上のいじめが刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうる等、保護者を含め繰り返し指導・啓発を行っていく。プライバシーの侵害や不適切な書き込み等の被害が見られたときには、警察に相談するとともにプロバイダへの働きかけを行う。また、被害を受けた指導に対しては、専門家や関係機関に相談・連携する中で精神的なケアを行う。

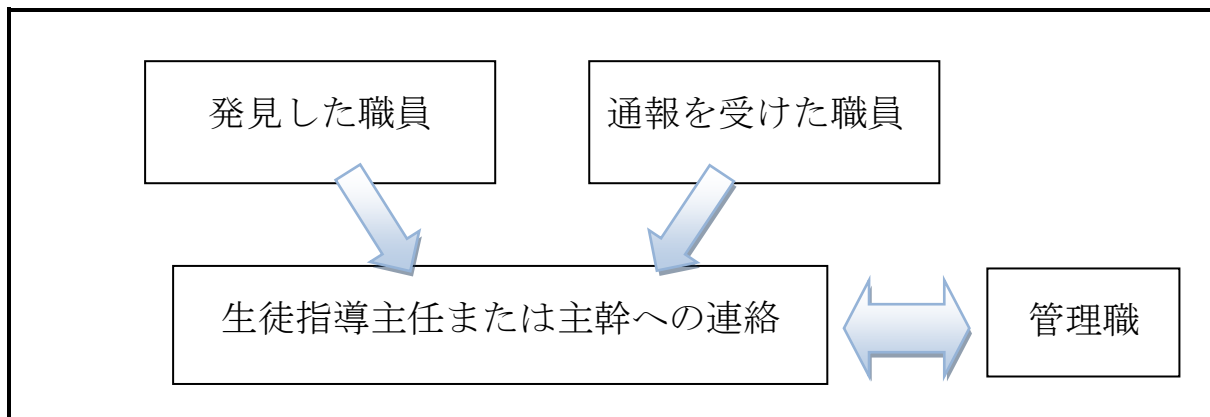
7 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は下記の対応を行う。

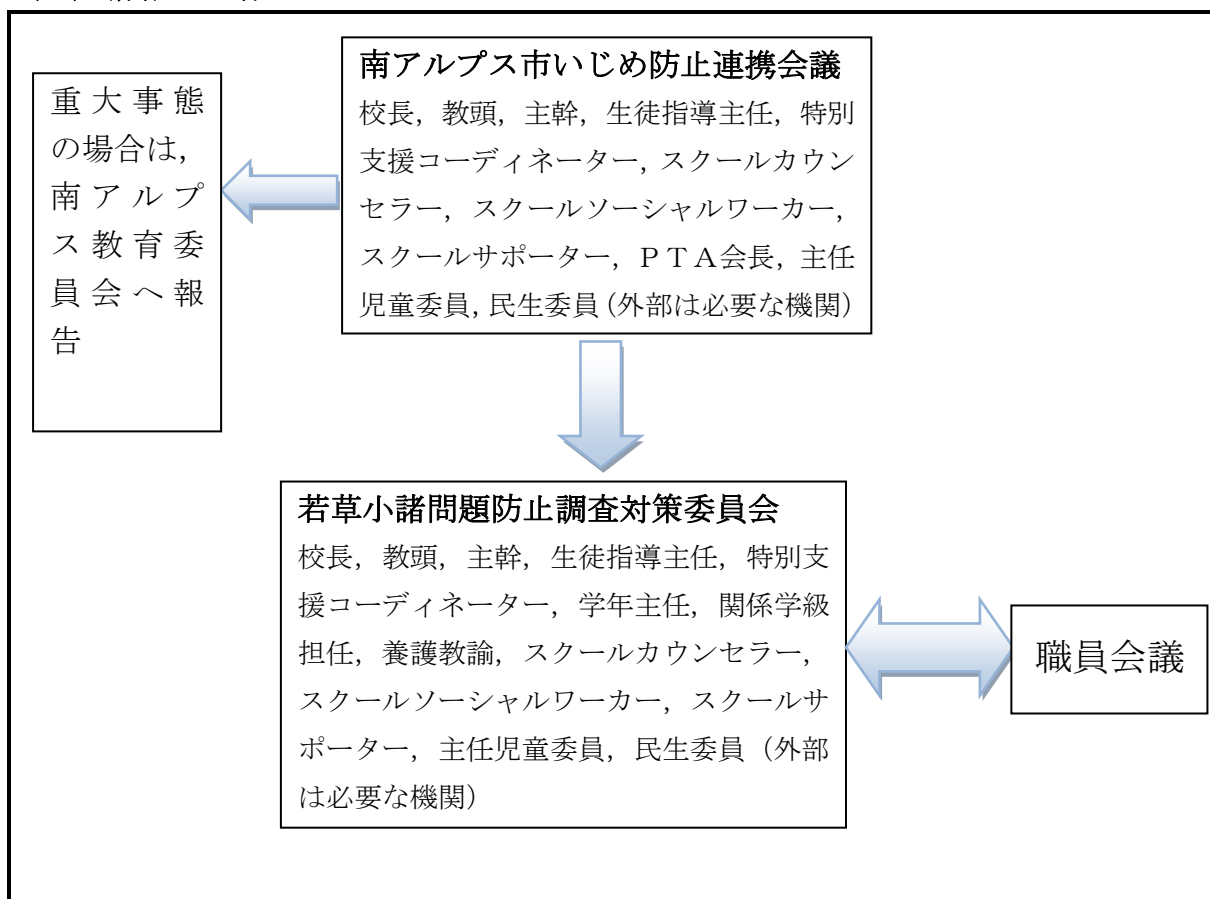
- ・教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。必要に応じて第三者委員会の設置を検討する。
- ・調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果については地方公共団体の長に報告するとともに、設置者と相談する中で公表を検討する。
- ・学校は、被害児童・保護者に説明した方針に沿って、加害児童及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・被害児童に対して、事情や心情を聴取し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。
- ・調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

8 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

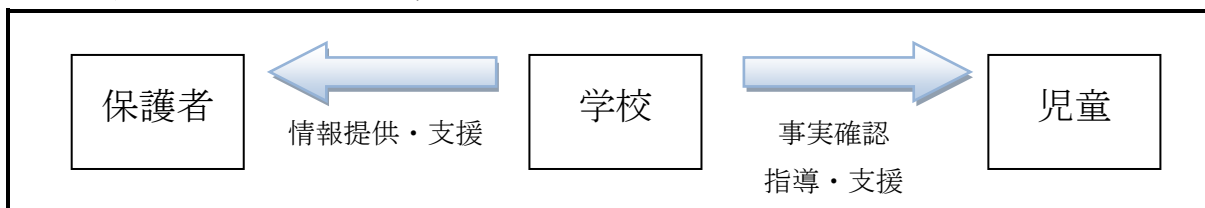
（1）いじめの発見・通報を受けた時の初期対応



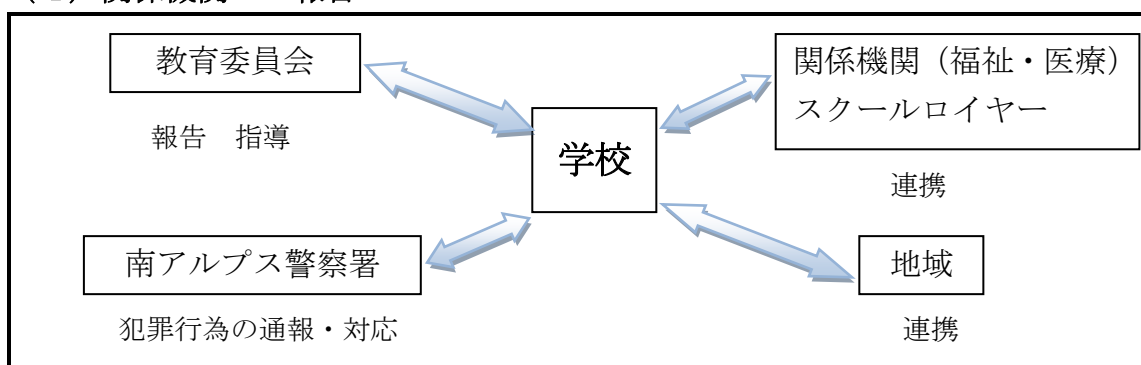
（2）情報の共有



(3) 調査及び事実確認・解決に向けた指導及び支援



(4) 関係機関への報告



(5) 再発防止 効果的な教員研修の実施

生徒指導主任（生徒指導校内委員会）を中心とした取組

9 いじめ解消の判断

いじめ解消と判断するためには、いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月）こと、被害者が心身の苦痛を感じていないことが確認されてのものとする。

6. その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、全職員で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を定期的に行う。また児童が考え合い、議論しあえるような活動を進めるための研究も深めていく。

3 児童と向き合う時間の確保

教職員の業務の見直しを行い、相談時間を確保できるようにしておく。また校務の効率化とともに、「きずなの日」を設定し、児童と向き合う時間を確保する。

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。また、常に見直しを行う。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。さらに、調査の結果や対応について検証を仰ぐことも視野に置く。

6 いじめ防止対策の周知徹底

いじめに対する認識及び対応策等については、会議や保護者会、通知などを通して積極的に周知徹底を図る。

7. いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
委対員策会	方針・基本計画等の作成			アンケート結果分析等 1学期のまとめ		2・3学期の計画
会職員等	職員会議で方針等共有 毎月の会議で情報共有			長期休業指導確認	教職員研修	
防止対策	学級・学年作り・人間関係作りの取り組み	児童会による取り組み	人権教室	ネット犯罪防止指導 長期休業指導確認		
早期発見	家庭訪問	QU検査	いじめアンケート	保護者アンケート(学校評価)		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委対員策会		アンケート結果分析等 2学期のまとめ				年間のまとめ
会職員等	毎月の会議で情報共有					年間のまとめ
防止対策	学級・学年作り・人間関係作りの取り組み	児童会による取り組み	ネット犯罪防止指導 長期休業指導確認	児童会による取り組み		
早期発見	QU検査	いじめアンケート	個別懇談 保護者アンケート(学校評価)		学年・学級部会	いじめアンケート

